

ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件に係る弁護士報酬請求訴訟の 控訴審判決への対応について

本件は、平成 12 年 7 月に提起された「ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件」の住民訴訟で勝訴した住民が、本市に弁護士報酬相当額（1 億円）の支払を求めているものです。

第 1 審では、本市に弁護士報酬相当額 1 億円の支払いを命じる判決がありましたが、本市は東京高等裁判所に控訴し、平成 23 年 11 月 17 日に控訴を棄却する判決が言い渡されました。

1 控訴審判決への対応について

判決内容を精査した結果、最高裁判所への上訴の理由が乏しく、また、上訴したとしても、最高裁判所が本市の申立てを受理する可能性は低いことから、本市は上訴しないこととしました。

【本市が控訴した理由】

- ・ 弁護士報酬相当額の認定に必要な「(入札談合事件の原告(住民)と訴訟代理人弁護士との間における)報酬合意の存在」が十分に立証されていないこと。
- ・ 弁護士報酬相当額は住民訴訟の公益的性格等を考慮して、第 1 審判決額よりも減額されるべきであること。

【控訴審判決（H23 年 11 月 17 日）要旨】

控訴を棄却する。(第 1 審判決（H23 年 3 月 25 日）の通り)

第 1 審判決：被告横浜市は原告に対し、金 1 億円及びこれに対する平成 21 年 7 月 25 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 最高裁判所へ上訴しなかった理由

- (1) 控訴審判決では、「訴訟代理人弁護士は元々黙示の合意又は事実たる慣習を根拠として請求することができることから、報酬合意の存在については、(控訴審で新たに)提出された陳述書によりこれを認めるに足りる」とされています。

判決で示されたこの考え方は否定しがたいものであり、その他に重大な法令違反などもないことから、法律上、上訴の理由は乏しいと考えられます。

- (2) 弁護士報酬相当額をいくらとするかは、裁判所の裁量事項であり、第 1 審及び控訴審で妥当とされた算定額が、法律審である上告審において覆される可能性は少ないと考えられます。

また、京都市の類似案件では、京都市が弁護士報酬相当額の減額を求めて上訴しましたが、最高裁判所は受理しませんでした(平成 23 年 9 月 2 日)。

なお、上訴すると判決の確定は先延ばしになり、遅延損害金が増大します。

3 今後の対応について

- (1) 平成 23 年 12 月 2 日付けで判決が確定しましたので、原告(住民)に対して、速やかに支払い手続を進めます。
- (2) 本市が支払う弁護士報酬相当額等については、今後、受注業者 2 社に対して損害賠償請求します。

【参考資料】

1 焼却炉築造工事入札談合事件の経緯

- 平成 6年 旭工場 焼却炉築造工事発注（三菱重工業(株) 受注）
- 平成 7年 金沢工場 焼却炉築造工事発注（日本鋼管(株)（現 JFE エン지니어リング(株)）受注）
- 平成 12年 7月 原告（住民）は、横浜市、三菱重工業(株)、JFE エン지니어リング(株)を横浜地方裁判所に提訴
- 平成 18年 6月 横浜地方裁判所は談合行為を認め受注者に損害賠償を命令（横浜市には請求を怠る事実があったと認定）
- 平成 20年 3月 東京高等裁判所は概ね一審判決を支持
- 平成 21年 4月 最高裁判所が被告上告を棄却【住民勝訴確定】
JFE エン지니어リング(株)が損害賠償金を納付
（約 28 億 8 千万円（遅延損害金含む。））
- 平成 21年 5月 三菱重工業(株)が損害賠償金を納付
（約 14 億 3 千万円（遅延損害金含む。））
※ 2 社合計約 43 億 1 千万円を納付

2 弁護士報酬請求訴訟の経緯

- 平成 21年 7月 14日 原告（住民）は、弁護士報酬相当額（1 億円）の支払を求め、本市を横浜地方裁判所に提訴
- 9月 7日 第 1 回口頭弁論（受注業者 2 社に対して訴訟告知）
- 平成 22年 4月 23日 第 4 回口頭弁論（三菱重工業(株) 補助参加）
- 12月 10日 第 8 回口頭弁論（一時結審）
- 平成 23年 3月 11日 第 9 回口頭弁論（弁論再開・結審）
- 3月 25日 第 1 審判決

【第 1 審判決の要旨】

被告横浜市は原告（住民）に対し、金 1 億円及びこれに対する平成 21 年 7 月 25 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

- 平成 23年 4月 8日 横浜市は、東京高等裁判所に控訴を提起
- 7月 5日 第 1 回口頭弁論
- 8月 25日 第 2 回口頭弁論（結審）
- 11月 17日 控訴審判決

【控訴審判決の要旨】

控訴を棄却する。（第 1 審判決通り）

- 12月 2日 判決の確定